

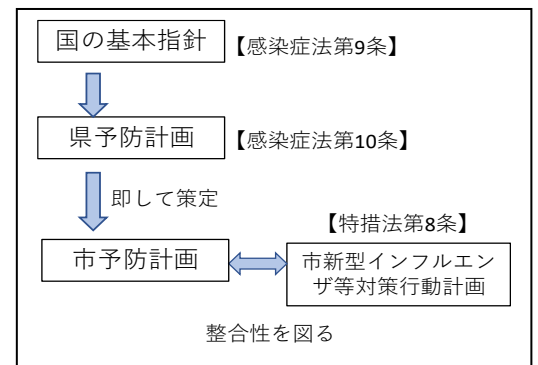
松山市での感染症の予防のための施策の実施に関する計画 (松山市感染症予防計画)(案)の概要

1. 概要

松山市では、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づき、本市の実情に即した感染症発生の予防とまん延の防止、感染症患者に対する適切な医療の提供や感染症及び病原体等に関する知識の普及啓発等の対策を総合的に推進するため、「松山市での感染症の予防のための施策の実施に関する計画（松山市感染症予防計画）」を策定し、市民の健康と安全安心を守ります。（令和6年4月1日策定予定）

2. 本市が定める感染症の予防のための施策の実施に関する計画の位置付け

○松山市感染症予防計画は、策定後の状況変化等に的確に対応するため、国の基本指針又は愛媛県感染症予防計画が変更された場合は、再検討を加え、適宜見直しを行います。



3. 松山市感染症予防計画の主な策定項目について

第1	感染症の予防の推進の基本的な方向
第2	感染症の発生の予防のための施策に関する事項
第3	感染症のまん延の防止のための施策に関する事項
第4	病原体等の検査の実施体制及び検査能力の向上に関する事項
第5	感染症の患者の移送のための体制の確保に関する事項
第6	感染症に係る医療を提供する体制の確保その他感染症の発生を予防し、又はそのまん延を防止するための措置に必要なものとして厚生労働省令で定める体制の確保に係る目標に関する事項
第7	新型インフルエンザ等感染症外出自粛対象者又は新感染症外出自粛対象者の療養生活の環境整備に関する事項
第8	感染症の予防に関する人材の養成及び資質の向上に関する事項
第9	感染症の予防に関する保健所の体制の確保に関する事項
第10	緊急時での感染症の発生の予防及びまん延の防止、病原体の検査の実施並びに医療の提供のための施策(国との連携及び地方公共団体相互間の連絡体制の確保を含む。)に関する事項

4. 今後の主な取組

○新興感染症の発生及びまん延等に対する平時からの備え

検査体制、医療提供体制（愛媛県）、保健所体制等を中心に、平時から体制を整備します。

○有事での対応

感染症のまん延防止、感染症患者への医療提供、外出自粛者への対応について、平時からの備えを活用し、関係機関等の協力を得て、迅速な対応を行います。